

諮問番号：令和元年度諮問第1号

答申番号：令和元年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

山梨県総合県税事務所長（以下「処分庁」という。）が平成30年8月9日付けで行った地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の36第6項・国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定による「公売公告兼見積価額公告」に係る平成30年9月5日付け審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、結論において妥当である。

### 第2 事案概要

#### 1 事案の骨子

本件は、審査請求人が●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の土地（以下「本件土地」という。）を取得したことに対し、処分庁が本件土地の平成28年度不動産取得税の賦課処分を行ったが税額納付がなかったことから、本件土地を差し押え「公売公告兼見積価額公告」を行ったところ、審査請求人が滞納処分費の金額に納得がいかないこと等を不服として、本件「公売公告」の取消しを求める審査請求を行ったものである。

#### 2 関連法令等の定め

- (1) 地方税法第73条の36第6項は「不動産取得税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と規定している。
- (2) 国税徴収法第47条第1項第1号は「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。」と規定している。
- (3) 国税徴収法第94条第1項は「税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。」と規定し、同法第95条第1項は「税務署長は、差押財産等を公売に付するときは、公売の日の少なくとも10日前までに」、「公売財産の名称、数量、性質及び所

在」、「公売の方法」、「公売の日時及び場所」その他必要な事項を「公告しなければならない。」と規定し、同条第2項は「前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。」と規定している。

- (4) 国税徴収法第96条第1項は「税務署長は、前条の公告をしたときは、同条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を滞納者（中略）に通知しなければならない。」と規定している。
- (5) 国税徴収法第98条第1項は「税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならない。」と規定し、同条第2項は「税務署長は、前項の規定により見積価額を決定する場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。」と規定している。
- (6) 国税徴収法第99条第1項は「税務署長は、公売財産のうち」、「不動産」を「公売に付するときは」、「公売の日から3日前の日」までに「見積価額を公告しなければならない。」と規定し、同条第3項は「第95条第2項の規定は、第1項の公告について準用する。」と規定している。
- (7) 平成26年6月27日付け徴徴3-7国税庁長官による「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）は、差押財産の評価に当たっての基本的な考え方、評価の手順、評価方法等について「鑑定人等に対する評価の依頼は、差押財産の価額の多寡、財産評価の困難性、評価に係る事務効率等を考慮して、積極的に行うものとする。」と定めている。

「公売事務の手引き」（公益財団法人東京税務協会）は、「土地」についての評価方法は、多数の取引事例を収集の上、そのうち公売財産の評価と比較するのに適当と認める事例を選択し、当該事例に係る取引価格について、事情補正及び時点修正を行い、さらに、地域要因及び個別的要因を比較検討して試算価格を求める方法である「取引事例比較法」が適していると定めている。

- (8) 国税徴収法第136条は「滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押え（中略）、差押財産等の換価（中略）に関する費用とする。」と規定している。
- (9) 滞納処分費としての不動産鑑定委託事務に係る費用については、平成13年4月2日付けの山梨県と（一社）山梨県不動産鑑定士協会との間で締結した「公共事業用地の不動産鑑定報酬にかかる協定書」において定められた鑑定報酬額に準拠している。



求人に到達した。なお、当該予告書には、公売に係る不動産鑑定料等の滞納処分費についても公売代金から充当する旨を明記した。

(1 1) 上記(1 0)以降も審査請求人から連絡も納付もなかったことから、処分庁は、本件土地に係る不動産鑑定を委託し、公売の見積価額を算定した。また、平成30年8月9日に滞納者に対して商業登記簿上の本店住所あてに公売通知書を特定記録郵便にて発送し、同月11日に審査請求人に到達した。

(1 2) 審査請求人は8月10日電話で処分庁に対し、公売予告書を見たが、本件土地は売却予定であること、埋蔵文化財について発掘調査しなければ家を建てられないことを説明し、発掘調査の実施主体及び公売予定価格について問い合わせしてきた。また、家を建てられない土地に係る税金は払えないが回答に納得できれば納付する旨を述べた。これに対し処分庁は、埋蔵文化財包蔵地であること及び都市計画の定めがあることを伝え詳細を甲府市歴史文化財課に確認するよう求めて同課の連絡先を伝えるとともに、見積価格は201万円であり、公売による売却価格が滞納額を上回る場合はその差額を滞納者に配当する旨回答した。審査請求人が、当該金額が一般的な売買価格より低額であることを嘆いたため、処分庁は、公売の価格設定は一般的な取引と異なるものであることを説明した。審査請求人は、最終的に公売を了承する発言をして電話を切った。

(1 3) 審査請求人は、平成30年8月16日電話で処分庁に対し、本件税額及びこれに係る延滞金を振り込む旨を申し出た。処分庁は審査請求人に対し、振込を受け付けていないため納付書で納付するように求めたところ、納付書が見当たらないとのことであるため再度送付する旨及び8月16日現在の未納が本税105,800円、延滞金15,500円、さらに不動産鑑定に要した滞納処分費156,600円であることを説明した。これに対し審査請求人は、未納の本税額に比較して滞納処分費が高額であることに不満を述べたため、処分庁は審査請求人に対して、公売手続きを進める前に手紙を送付したが反応がなかったために手続きを進めたこと、滞納処分費の発生はやむを得ないものであることを説明した。審査請求人は処分庁に対し、公売会の開催日である9月11日の前日までに未納の本税及びこれに係る延滞金を8月末までに納付する旨を述べた。処分庁は審査請求人に対し、未納の本税及びこれに係る延滞金の納付書及び滞納処分費の納付書を送付する旨伝え、8月末までに納付し処分庁あてに電話連絡し領収書をFAXで送付するよう記載した手紙とともに同日送付した。

(1 4) 処分庁は、納付が確認できなかったため平成30年9月4日に審査請求人に対し電話で納付状況を問い合わせたところ、審査請求人は、今日、明日には納付できないが近日中に払う旨及び滞納処分費を払わない旨回答した。処分庁が審査請求人に対し、滞納処分費も納付されなければ公売手続きを続行すると説明したところ、審査請求人は、納得できないと抗議し

てきたため、処分庁は、これまでに法人住所地あてに、滞納処分費が発生することや相談期限を記載した公売予告書を送付してきたことを説明し納付を求めた。この際、公売予告書の送付先を商業登記簿上の法人住所地としたことも説明し、審査請求人は正しい住所である旨を回答した。

(15) 審査請求人は、平成30年9月5日電話で処分庁に対し、延滞金額を確認した上で、未納の本税及びこれに係る延滞金を納付するが、公売予告書を見ていないために滞納処分費を納付しない旨及び弁護士から訴えを勧められたことを述べた。

(16) 審査請求人は、同日電話で処分庁に対し、未納の本税及びこれに係る延滞金を納付したことを証する領収書をFAXで処分庁に送付したため確認すること、弁護士に依頼するために会話を録音することを求めるとともに、本件土地の取得と同時期に不動産を取得した静岡県の対応方法と異なること、自分の承諾を得ずに滞納処分費が発生したことについて抗議した。これに対し処分庁は、FAXで送付された領収書を確認し、録音が必要であれば自身で録音することを求め、滞納処分費が納付されない場合は公売手続きを続行する旨回答した。

また、これまでに送付した通知について再度説明しようとしたところ、「もういい」と言って、審査請求人が突然電話を切った。

(17) 処分庁は、同日電話で審査請求人に対し、審査請求の手続きを説明し、審査請求を行うなら様式を送る旨及び9月11日12時までに審査請求書が総合県税事務所に届く場合は、公売手続きを一旦停止して審査が行われる旨伝えた。これに対し審査請求人は、審査請求書を送る旨及び納得できなければ滞納処分費を納付しない旨答えた。

(18) 審査請求人は、同日電話で処分庁に対し、審査請求書の記載方法について問い合わせ、処分庁は説明した。

(19) 審査請求人は、平成30年9月7日、本件「公売公告」について、行政不服審査法第19条に基審査請求書を山梨県知事あて提出した。

#### 4 争点

処分庁が不動産取得税に係る滞納処分費として賦課した不動産鑑定委託事務等の費用156,600円の金額は妥当か。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 滞納処分費の妥当性について

不動産取得税額105,800円に対して滞納処分費が156,600円だったので、金額に納得がいかない。

今まで各地で公売をされた経験があるが、そのような費用の請求をされたことがなかった。

- (2) 滞納処分費の金額の事前連絡について  
滞納処分費の金額の連絡が事前になかった。

## 2 処分庁の主張

### (1) 滞納処分費の金額について

滞納処分費である不動産鑑定料については、国税徴収法第98条第2項の規定によるもので、手続きは適正なものである。金額については社団法人山梨県不動産鑑定士協会と締結している協定書に定めた基本鑑定報酬額表に基づいて算定しており、滞納処分費の金額は妥当である。

### (2) 滞納処分費の金額の事前連絡について

法律には滞納処分費に関する事前連絡の規定はなく、そもそも法律上必要とされていないものであるが、審査請求人の利益を考慮し、差押不動産公売予告書において、滞納処分費が発生することを通知したものである。

### (3) 結論

本件処分に違法性又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見の要旨

### 1 結論

本件審査請求は、理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 理由

#### (1) 滞納処分費の妥当性について

滞納処分費については、国税徴収法第136条の規定に基づいて発生したものであり、金額の算定にあたっては平成13年4月2日付けの山梨県と(社)山梨県不動産鑑定士協会との間で締結した「公共事業用地の不動産鑑定報酬にかかる協定書」において定められた報酬額に基づいた不動産鑑定評価に要した鑑定料として報酬額145,000円に消費税額11,600円を加え、156,600円と算定されていることから、金額は妥当である。

また、審査請求人は、今までにこのような滞納処分費を課されたことがないと主張しているが、処分庁がそのようなことを知る由もなく、本件処分が法律に基づいた適切なものである点に何ら影響を与えるものではない。

#### (2) 滞納処分費の金額の事前連絡について

滞納処分費の発生に関し、審査請求人に対して事前連絡する必要性については、法令等に規定がなく、処分庁に事前連絡を行う義務はない。

処分庁は、平成30年5月24日付け差押不動産公売予告書において、公売に係る不動産鑑定料等の滞納処分費について公売代金から充当する旨明記し、事前に滞納処分費が発生することを伝えるとともに、金額決定後速やかに滞納処分費の金額を連絡している。

これは、処分庁が審査請求人の利益を考慮して行ったものであり、本件処分と何ら関係性はなく、本件処分の取り消しを求める理由にはあたらない。

第5 審査庁の判断  
審理員の意見と同旨

第6 調査審議の経過

令和元年 6月28日 審査庁から諮問書提出  
同年10月28日 審査庁に対し主張書面等の提出通知  
同年11月 1日 審査庁から主張書面等の提出  
同年11月26日 第1回審議  
同年12月10日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件審査請求に係る「処分」について

(1) 審査請求書、弁明書及び審理員意見書における「処分」（行政不服審査法第1条第2項）について

ア 審査請求人は、平成30年8月9日付けで処分庁が行った「公売公告」（地方税法第73条の36第6項・国税徴収法第95条）を審査請求書における「審査請求に係る処分」（行政不服審査法第1条第1項）として審査請求している。これを受けた平成30年12月5日付け処分庁による「弁明書」及び平成31年3月25日付け「審理員意見書」においても、処分庁が行った「公売公告兼見積価額公告」を「処分」として審理している。

しかしながら、審査請求人の主張としては、①「滞納処分費が15万6,600円だったので、金額に納得がいかない。」、②「滞納処分費の金額の連絡が事前になかった。」というものである。

イ この点、「公売公告」を取り消したとしても、公売の要件が欠けることにより公売がなされなくなるだけで、すでに公売価格を見積もるために支出した滞納処分費が消滅するわけではない。

よって、審査請求人の請求を形式的に審査すると、処分の取消しに

よって回復すべき法律上の利益が存しないとして、（狭義の）不服申立ての利益（行政事件訴訟法9条1項かっこ書）が欠け、却下することとなる（行政不服審査法第45条第1項）。

- (2) もっとも、かかる形式的判断で審査請求を却下することは、行政不服審査手続に必ずしも精通しているとはいえない審査請求人の権利利益を回復する機会を不当に奪うこととなりかねない。また、行政不服審査においては、審理関係人が主張していない事実を職権で探知し証拠調べする職権探知をも認める趣旨と解される（最判昭和29.10.14）。

そうだとすると、審査請求人に対し不利益な変更になるものではない場合（行政不服審査法第48条）には、審査請求人が主張していない事実についても職権で探知することが審査請求人の権利利益の回復に資するものとする。

そこで、本件においても審査請求人が求める権利利益の回復がなされるよう「処分」をとらえ直し、審査請求人の審査請求の主張理由を全うしうる行政行為を「処分」として審査すべきである。

- (3) ここで、「処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」とされている（最判昭和39.10.29）。

本件において、審査請求人の権利利益に直接変動を及ぼす行為は、処分庁による「滞納処分費」の賦課であり、これを全部又は一部取り消すことが審査請求人の権利利益を回復することとなる。

ア では、本件において、「滞納処分費」の賦課と認定しうる「処分」はいかなるものであろうか、本件「滞納処分費」をめぐって処分庁の審査請求人に対する一連の行為を検討する。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、平成30年8月18日配達による「滞納処分費156,600円」の記載をした税務実務上「カク公」といわれる郵便払込書を送付している（滞納者管理表41及び払込取扱票参照。）。しかし、これは相手方の支払いの便宜のため送付したものにすぎず、これをもって納入告知に該当するとはいえないので、「滞納処分費」の賦課と認定しうる「処分」にはあたらない。

ウ 本件「滞納処分費」をめぐって処分庁が審査請求人に対して滞納処分費が156,600円であることを覚知させたのは、「公売通知書」（平成30年8月9日付け総税第3371号）によってである。この通知には、「滞納処分費」の欄に「要す」として「156,600」の記載をしている。そうすると、かかる「滞納処分費」「156,600」の記載をした「公売通知書」による公売通知が実質的には「滞納処分費の通知」にあたり、これをもって「滞納処分費」の賦課と認定しうる「処分」にあたるものといえる。



エ よって、かかる「公売通知書」による公売通知を「審査請求書」における「審査請求に係る処分」（以下「本件処分」という。）と捉え直して審査することとする。

### 3 不服申立要件について

#### (1) 「処分」性（行政不服審査法第1条第2項）について

本件「滞納処分費」「156,600」の記載をした「公売通知書」による公売通知が「滞納処分費の通知」であるとしても、この通知によって直接、滞納処分費の納付義務を課すものではないようにも思える。

しかし、かかる通知は、その後行われる徴収手続の第一段階をなすものとして要求され、滞納処分の不可欠の前提となるものであると解しうる。この点、税務署長のする納税告知についても最高裁判所判決は同様の結論を示している（最判昭和45.12.24）。

よって、本件「滞納処分費」「156,600」の記載をした「公売通知書」による公売通知が「滞納処分費の通知」として審査請求人の権利義務を形成するものといえ、「処分」性を肯定できる。

#### (2) （狭義の）不服申立ての利益（行政事件訴訟法9条1項かっこ書）について

上記のとおり「処分」性が肯定される「滞納処分費の通知」としての「公売通知書」による公売通知が取り消されれば、遡及的に滞納処分費が消滅するものといえる。

よって、処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存するので、（狭義の）不服申立ての利益も肯定できる。

### 4 本案要件について

#### (1) 本件処分手続について

ア 本件において、処分庁は審査請求人に対し、滞納処分費の「納入の告知」（地方税法第73条の36第6項・国税徴収法138条）をしていない。これは、手続上違法または不当ではないか。

(ア) この点、滞納処分費につき納入の告知を要する場合は、「本税及び附帯税のすべてが完納され、滞納処分費だけについて滞納者の財産を差し押さえようとする場合」とされている（国税徴収法基本通達138条）。

本件において、処分庁が本件土地を差し押さえた（平成30年3月28日付け「差押書」）のは、本税である不動産取得税及び附帯税である延滞金並びに滞納処分費についてであり、「滞納処分費だけについて滞納者の財産を差し押さえ」たものではない。

よって、滞納処分費についての「納入の告知」は不要であるから、処分庁が審査請求人に対し、滞納処分費の「納入の告知」をしていないことは、手続上違法ではない。

(イ) また、前述のように、処分庁は審査請求人に対し、審査請求人の支払いの便宜のため、平成30年8月16日に審査請求人と電話により連絡をし、平成30年8月18日配達による「滞納処分費156,600円」の記載をした税務実務上「カク公」といわれる郵便払込書を送付して、事実上の告知をしている（滞納者管理表41及び払込取扱票参照。）。

よって、処分庁は、審査請求人が滞納処分費を支払う上での一定の配慮はしており、手続上不当ではない。

イ 本件において、処分庁は審査請求人に対し、事前に滞納処分費の具体的な金額の連絡をしていない。これは、手続上違法または不当ではないか。

(ア) この点、滞納処分費に関して、滞納者に対し事前連絡をすべきとする法律上の規定は何ら存しない（地方税法第73条の36第6項・国税徴収法第5節参照）。

よって、処分庁が審査請求人に対し、事前に滞納処分費の具体的な金額の連絡をしていないことは、手続上違法ではない。

(イ) また、「差押不動産公売予告書」（平成30年5月24日付総税第1374号）において、「滞納処分費についても公売代金から充当しますので、予めご承知おきください」と予告することで、処分庁は審査請求人に対し滞納処分費が賦課されることをあらかじめ周知しており、審査請求人に対し一定の配慮を示している。さらに、不動産鑑定に基づく見積価額の算定がなされた後でなければ滞納処分費の金額は明らかにならないのであるから、不動産鑑定士への鑑定依頼より以前に金額を伝えることはもともと不可能である。

よって、処分庁が審査請求人に対し、事前に滞納処分費の具体的な金額の連絡をしていないことは、手続上不当ではない。

ウ その他、処分庁が行った一連の手続に違法な点はなかったか。

(ア) 地方税法第73条の36第6項は、「不動産取得税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」旨規定されており、以下、国税徴収法における「税務署長」は「山梨県総合県税事務所長」に読み替えることとなる。

(イ) 国税徴収法第47条第1項第1号は、「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は、「徴収職員は、滞納者

の国税につきその財産を差し押えなければならない。」旨規定する。

本件において、滞納県税が「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていない」ことから、当該滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、本件土地を差し押えたものである。

- (ウ) 国税徴収法第94条第1項は、「税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。」旨規定し、同法第95条第1項は、「税務署長は、差押財産等を公売に付するときは、公売の日の少なくとも10日前までに」、「公売財産の名称、数量、性質及び所在」、「公売の方法」、「公売の日時及び場所」その他必要な事項を「公告しなければならない。」旨規定し、同条第2項は、「前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。」旨規定する。

本件において、処分庁は、「公売公告」（平成30年8月9日付け公告第15号）において、「本件土地」を「入札」により、「平成30年9月11日」に「東八代合同庁舎」において公売を実施する旨等を山梨県総合県税事務所の掲示場に掲示して公告している。

- (エ) 国税徴収法第96条第1項は、「税務署長は、前条の公告をしたときは、同条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を滞納者（中略）に通知しなければならない。」旨規定する。

本件において、処分庁は、「公売通知書」（平成30年8月9日付け総税第3371号）において、「本件土地」を「入札」により、「平成30年9月11日」に「東八代合同庁舎」において公売を実施する旨、「税額」「105,800」「延滞金」「16,300」を滞納者たる審査請求人に通知している。

- (オ) 国税徴収法第99条第1項は、「税務署長は、公売財産のうち、「不動産」を「公売に付するときは」、「公売の日から3日前の日」までに「見積価額を公告しなければならない。」旨規定し、同条第3項は、「第95条第2項の規定は、第1項の公告について準用する。」旨規定する。

本件において、処分庁は、「見積価額公告」（平成30年8月9日付け公告第15号）において、公売の日の1ヶ月以上前の平成30年8月9日に「不動産」である本件土地の「見積価額」が「2,010,000円」である旨を山梨県総合県税事務所の掲示場に掲示して公告している。

(カ) 以上により、「差押え」、「公売公告」、「公売通知」、「見積価額公告」の一連の手続は、時期、方法、手続内容とも地方税法・国税徴収法に照らし、全て適法になされている。

よって、処分庁が行った一連の手続に違法な点はない。

エ したがって、本件処分手続について違法または不当な点はない。

(2) 実体上の本件処分について

ア 鑑定必要性について

処分庁が本件土地を公売する際の見積価額を算定するにあたり、不動産鑑定士に依頼して鑑定する必要があるといえるか。

(ア) 国税徴収法第98条第1項は、「税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならない。」旨規定する。そして、同条第2項は、「税務署長は、前項の規定により見積価額を決定する場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。」旨規定する。

また、平成26年6月27日付け徴徴3-7国税庁長官による「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）は、差押財産の評価に当たっての基本的な考え方、評価の手順、評価方法等について定めており、「鑑定人等に対する評価の依頼は、差押財産の評価額の多寡、財産評価の困難性、評価に係る事務効率等を考慮して、積極的に行うものとする。」とされている。さらに、「公売事務の手引き」（公益財団法人東京税務協会）によると、「土地」についての評価方法としては、「取引事例比較法」が適しているとされている。

(イ) 本件において、本件土地は不動産であり、甲府市大手という市内中心部の住宅街において271㎡余という面積を有する「土地」であることから、一般的にその価額は1,000万円を優に超えることが想定される高価なものと認められ、技術的に不十分な評価をした場合に価額の変動に与える影響が大きく、見積価額について紛争を生ずるおそれがあるものと認められる。また、本件土地は、道路からの入口が狭く、奥が長方形に近い形の広がった特殊な形状をしており、近隣において取引事例として採用できる物件が乏しいことが認められる。そうすると、処分庁が「取引事例比較法」を用いて独自の評価をすることは困難であったものといえる。

(ウ) よって、処分庁が本件土地を公売する際の見積価額を算定するにあたり、不動産鑑定士に依頼して鑑定

定する必要があったものと認められる。

イ 滞納処分費（鑑定報酬）の妥当性について

本件では、処分庁は、不動産鑑定委託事務等の費用を不動産取得税に係る滞納処分費として審査請求人に対し156,600円を賦課しているが、この金額は妥当か、鑑定報酬として違法または不当に高額ではないか。

(ア) この点、地方税法第73条の36第6項・国税徴収法第136条は、「滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押え（中略）、差押財産等の換価（中略）に関する費用とする。」旨規定するのみで、具体的な金額についての規定は存しない。よって、その金額が著しく不合理なものでない限り、違法とはならないというべきである。

(イ) 本件において、本県の状況を踏まえた報酬基準を定めることが経済的かつ効率的な事業の執行に資するとの判断から、本県は（一社）山梨県不動産鑑定士協会と不動産鑑定報酬に関し協定を締結しており、かかる協定の趣旨・目的は妥当なものといえる。そして、本件不動産鑑定士は、この（一社）山梨県不動産鑑定士協会の会員として平成30年7月24日付け「不動産鑑定評価書」を作成したものである。

本件不動産鑑定報酬は、（一社）山梨県不動産鑑定士協会の「基本鑑定報酬額表」に基づいた報酬基準に基づいて算出されており、この報酬基準は、一般的な不動産鑑定報酬と比較して必ずしも高価なものであるとは認められない。

(ウ) よって、本件不動産鑑定報酬は妥当な金額であるといえ、審査請求人に対する滞納処分費156,600円の賦課は、適法かつ妥当なものといえる。

ウ したがって、処分庁が行った「本件処分」は、実体上においても適法かつ妥当である。

(3) 以上より、処分庁が行った「本件処分」は、本案上適法かつ妥当なものである。

## 5 結論

以上から、本件処分を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落は認められず、本件処分に違法または不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件処分の取消しを求める審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 上野 茂樹

委員 實川 和子